運転免許証への旧姓併記について

令和元年12月1日から、御希望に応じて運転免許証に旧姓を併記できるようになります。

お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合

下図のとおり、運転免許証裏面の備考欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。

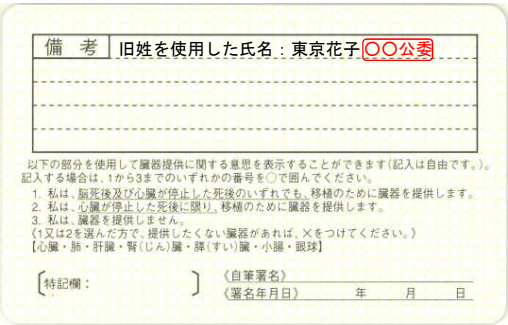

変更手続きに手数料はかかりません。
（更新等を待たずに表面への記載を希望される場合は再交付手数料として別途2，250円がかかります。）

新しい運転免許証の交付を受ける場合

下図のとおり、運転免許証表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。

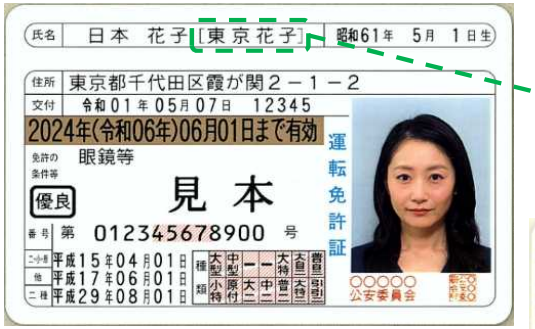

[ ]で囲まれている部分が、旧姓を使用した氏名です。

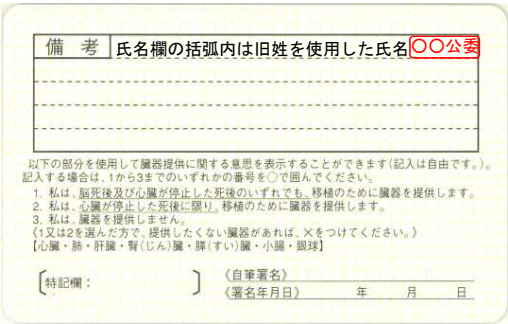

再交付の場合は2,250円の手数料がかかります。

以下のいずれかの書類をお持ちの上、お近くの運転免許センター等へお越しください。

〇 本籍及び旧姓(旧氏欄に記載されたものに限ります)の記載された住民票（発行日から6か月以内のもので個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

〇 旧姓(旧氏)が併記されたマイナンバーカード

なお、お持ちの運転免許証に旧姓(旧氏)を併記する手続は、各運転免許センター及び全警察署交通課で行えますが、新しい運転免許証の交付を受ける場合（再交付申請）は、各運転免許センター、気仙沼警察署・南三陸警察署交通課のみで行います。

※ 詳しくは、お近くの運転免許センター・各警察署交通課にお問い合わせください。